

社労士の日常業務が、労使トラブルの未然防止を支える

— 社労士の日常業務と労使トラブルの未然防止等に関する実態調査 調査結果（概要） —

社会保険労務士法第1条に定める使命規定に対し、どのような役割を果たしているのかについて、可視化することが重要であるという考えのもと、社労士の日常業務における点検・相談・助言等の実態を把握し、どのように関係しているかを検討することを目的に、全国の社労士を対象に、2026年9月4日～17日にWeb調査を実施した。

1 トラブルの芽を見つける ～予防的関与～



社労士による予防的な関与は、特定の業務に限定されるものではなく、幅広い日常業務の領域で行われている。

Q10.法令規程・契約と実際の運用の
相違を確認

92.3%
(Yes)

Q12.労働時間・賃金等の問題の
発見と改善

85.8%
(Yes)

Q22.経営者、役員等が検討している
対応について、労使トラブル等のお
それを指摘し、中止・修正を助言

85.3%
(Yes)

Q16.人事制度・就業規則等への現場
の意見反映を支援

71.9%
(Yes)

Q28.ハラスメント等の相談に問題が
深刻化する前の段階で対応・助言

65.8%
(Yes)

2 トラブルが顕在化・深刻化 する前段階で対応



社労士は、「問題が起きてから」ではなく、
「問題が起きぬよう」継続して対応している。

Q23.採用・雇止め・解雇等について、
認識の相違やトラブルを防ぐため、
対応方法等の事前確認

88.1%
(Yes)

Q22.経営者、役員等が検討している
対応について、労使トラブル等のお
それを指摘し、中止・修正を助言

85.3%
(Yes)

Q13.未払い賃金・割増賃金のトラブ
ル防止のため、賃金計算、固定残業
代、各種手当等の取り扱いの確認

85.2%
(Yes)

Q28.ハラスメント等の相談に問題が
深刻化する前の段階で対応・助言

65.8%
(Yes)

3 改善や対話につなげる



社労士の関与後には、問題の早期発見や制度・運用の
改善、労使間の認識相違の解消・縮小などの変化がみ
られる。

Q35.助言・話し合いの支援により、
労使間の認識相違が解消・縮小

68.5%
(Yes)

Q34.助言や指導を契機として、法令
等が適合していない取り扱い、トラ
ブルにつながるおそれのある制度・
運用が改善

55.7%
(Yes)

Q38.継続的関与により、経営者の対
応、労使間のコミュニケーション、
その他労務管理・職場環境が改善

48.7%
(Yes)

Q37.個別の労務問題対応後、手続き、
管理方法等が見直され、再発防止に
つながる

47.1%
(Yes)

Q33.点検・相談等を通じて、労使ト
ラブルにつながる問題を深刻化前に
発見

46.6%
(Yes)

Q36.関与によって、労務上の問題が、
行政への申告や外部紛争手続きに至
る前に社内で解決

45.1%
(Yes)

社労士の日常業務そのものが、トラブルの未然防止や適切な労務管理を支える機能を保持